

第 6148 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月27日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 給与所得者で確定申告が必要な人

**Q** : サラリーマンでも確定申告が必要になる場合があるとか。どのような人は、確定申告が必要なのですか？

**A** : 次の人は確定申告が必要です。

### 【解説】

給与所得者で次のいずれかに該当する人は、原則として確定申告が必要です。

- ① 年間給与収入金額が2,000万円を超える人
  - ② 1か所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
  - ③ 2か所以上から給与の支払を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- (注) 給与所得の収入金額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の人は、申告の必要はありません。
- ④ 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人
  - ⑤ 災害減免法により源泉徴収の猶予などを受けている人
  - ⑥ 源泉徴収義務のない者から給与等の支払を受けている人
  - ⑦ 退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる人

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

